

循環型地域社会の形成に関する 条例取扱要領

循環型地域社会の形成に関する条例等取扱要領

(趣旨)

第 1 この要領は、循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号。以下「条例」という。）及び循環型地域社会の形成に関する条例施行規則（平成 15 年岩手県規則第 22 号。以下「規則」という。）の円滑かつ適正な施行を図るため必要な事項を定めるものとする。

(実地確認)

第 2 条例第 10 条第 1 項の認定に当たっては、環境保全のために必要な措置が講じられている事業所であることを実地に確認するものとする。

(台帳への記載)

第 3 知事は、条例第 10 条第 1 項の認定の状況を明らかにしておくため、台帳を整備するものとする。

(購入等状況報告)

第 4 各部局長は、毎年 5 月末までに、前年度の認定製品の購入及び使用の状況を環境生活部長に報告するものとする。

(認定取消し)

第 5 条例第 12 条の認定の取消しは、岩手県再生資源利用認定製品認定取消通知書（様式第 1 号）により行うものとする。

(点数の通知)

第 6 条例第 19 条第 1 項の点数の通知は、許可取消通知書又は事業停止命令書への記載により行うものとする。

(命令)

第 7 条例第 20 条第 5 項の命令は、命令書（様式第 2 号）により行うものとする。

2 条例第 20 条第 6 項の報告は、調査報告書をもって行わせるものとし、当該報告書の内容が適当と認められるときは、調査報告受理通知書（様式第 3 号）により報告者にその旨を通知するものとする。

(命令)

第 8 条例第 20 条第 7 項の命令は、命令書（様式第 4 号）により行うものとし、措置報告書を提出させるものとする。

- る。
- 2 前項の規定により提出された措置報告書の内容が相当と認められるときは、措置報告受理通知書(様式第5号)により報告者にその旨を通知するものとする。

(命令)

第9 条例第20条の3第1項の命令は、命令書(様式第6号)により行うものとする。

2 条例第20条の3第2項の命令の期間の延長は、通知書(様式第7号)により行うものとする。

3 条例第20条の3第3項の命令の取消しは、通知書(様式第8号)により行うものとする。

(許可条件の伝達)

第10 知事は、条例第21条の適切な運用のため毎月1日に産業廃棄物処理業許可業者の名簿をホームページ等に掲載するものとする。

(台帳への記載)

第11 所管振興局長は条例第21条第4項の届出等の処理状況を明らかにしておくため、台帳を整備するものとする。

第12 規則第14条第2項及び第3項の届出書の提出を受けた所管振興局(土木部)長は、届出書の写しを定期的に所管振興局(保健福祉環境部又は支所)長に送付するものとする。

(通報等)

第13 所管振興局(土木部)長は、必要に応じ、規則第14条第2項及び第3項の規定により提出された届出書の内容について、建設資材廃棄物処理方法等届出意見照会書(様式第9号)により所管振興局(保健福祉環境部又は支所)長に意見を求めることができる。

2 所管振興局(土木部)長は、規則第14条第2項及び第3項の規定により提出された届出書の内容について、条例第21条第6項の命令又は条例第31条の立入検査等を行うことが相当と認めた場合は、通報書(様式第10号)により関係書類の写しを添付し、所管振興局(保健福祉環境部又は支所)長に通報するものとする。

(命令)

第14 条例第21条第6項の命令は、命令書(様式第11号)

により行うものとする。

(命令)

第 15 条例第 23 条第 3 項の命令は、第 8 の規定を準用する。

(結果の通知)

第 16 条例第 26 条の通知は、廃棄物処理施設設置等(変更)事前協議結果通知書(様式第 12 号)により行うものとする。

(勧告)

第 17 条例第 27 条第 1 項及び第 2 項の勧告は、勧告書(様式第 13 号)により行うものとし、措置報告書を所管振興局長を経由して提出させるものとする。

2 前項の規定により提出された措置報告書の内容が相当と認められるときは、措置報告受理通知書(様式第 14 号)により報告者にその旨を通知するものとする。

(公表)

第 18 条例第 27 条第 4 項の規定に基づく通知は、公表通知書(様式第 15 号)により行うものとする。

(命令)

第 19 条例第 29 条第 2 項及び第 30 条第 2 項の命令については、第 8 の規定を準用する。

(過料)

第 20 振興局長は、条例第 35 条の各号に掲げる者について過料処分とすることが相当であると認めるときは過料上申書(様式第 16 号)により、知事に上申するものとする。

2 条例第 34 条の規定に基づく過料処分は、過料処分通知書(様式第 17 号)により行うものとする。

附則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 関係）

第 号
年 月 日

様

岩手県知事



岩手県再生資源利用認定製品認定取消通知書

平成 年 月 日付けで認定しました岩手県再生資源利用認定製品について、循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号）第 12 条に基づき、認定を取り消します。

記

- 1 製品名
- 2 認定番号
- 3 取消年月日
- 4 認定を取り消す理由

様式第 2 号 (第 7 関係)

命 令 書

岩手県達 第 号

(住所)

(氏名)

循環型地域社会の形成に関する条例 (平成 14 年岩手県条例第 73 号) 第 20 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり調査を命じます。

1 調査の対象等

2 調査事項

上記 1 について、 年 月 日までに、下記により調査すること。

3 調査を命ずる理由

年 月 日

振興局長

付記 この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に岩手県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第3号(第7関係)

第 号
平成 年 月 日

様

振興局長

調査報告受理通知書

平成 年 月 日付けで提出のありました下記調査命令に係る報告を受
理しましたので、通知します。

記

- 1 調査命令 年 月 日付け岩手県達 第 号
- 2 調査の対象等

様式第 4 号 (第 8 関係)

命 令 書

岩手県達 第 号

(住所)

(氏名)

循環型地域社会の形成に関する条例 (平成 14 年岩手県条例第 73 号) 第 20 条第 7 項の規定に基づき、次のとおり措置を命じます。

1 措置を命じる対象

2 命令事項

上記 1 について、 年 月 日までに、 すること。

3 措置を命ずる理由

年 月 日

振興局長

付記 この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に岩手県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第 5 号 (第 8 関係)

第 号
平成 年 月 日

様

振興局長

措置報告受理通知書

年 月 日付けで提出のありました下記措置命令に係る報告を受理
しましたので通知します。

記

- 1 措置命令 年 月 日付け岩手県達 第 号
- 2 措置の対象等

様式第 6 号 (第 9 関係)

命 令 書

岩手県達 第 号
(住所)
(氏名)

循環型地域社会の形成に関する条例 (平成 14 年岩手県条例第 73 号) 第 20 条の 3 第 1 項の規定に基づき、次のとおり廃棄物等の搬入の停止を命じます。

- 1 搬入停止を命じる場所
- 2 搬入停止期間
年 月 日から 年 月 日まで。
- 3 搬入停止を命ずる理由

年 月 日

振興局長

付記 この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に岩手県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第7号（第9関係）

命 令 書

岩手県達 第 号
（住所）
（氏名）

循環型地域社会の形成に関する条例（平成14年岩手県条例第73号）第20条の3第2項の規定に基づき、次のとおり廃棄物等の搬入停止の期間延長を命じます。

- 1 期間延長を行う搬入停止命令
- 2 搬入停止期間
年 月 日から 年 月 日まで。
- 3 期間延長を命ずる理由

年 月 日

振興局長

付記 この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に岩手県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第 8 号（第 9 関係）

命令の取消し通知書

岩手県達 第 号
（住所）
（氏名）

循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号）第 20 条の 3 第 3 項の規定に基づき、次のとおり廃棄物等の搬入停止命令の取消しを通知します。

- 1 対象となる搬入停止命令
- 2 取消しの理由

年 月 日

振興局長

様式第9号（第12関係）

第 号
年 月 日

振興局長 様
（保健福祉環境部扱い）

振興局長
（土木部等扱い）

建設資材廃棄物処理方法等届出意見照会書

年 月 日付けで提出のあった別添建設資材廃棄物処理方法等届出書（写し）について、関係法令に照らし支障がないか下記の点に関し貴職の意見をお願いします。

| 届出者の氏名、工事の名称及び場所 | |
|------------------|--|
| 照会事項 | |

様式第 10 号 (第 12 関係)

第 号
年 月 日

振興局長 様
(保健福祉環境部扱い)

振興局長
(土木部等扱い)

通報書

年 月 日付けで提出のあった別添建設資材廃棄物処理方法等届出書について、下記のとおり通報します。

| 届出者の氏名、工事の名称及び場所 | |
|------------------|--|
| 通報理由 | |

様式第 11 号 (第 13 関係)

命 令 書

岩手県達 第 号

(住所)

(氏名)

循環型地域社会の形成に関する条例 (平成 14 年岩手県条例第 73 号) 第 21 条第 6 項の規定に基づき、次のとおり措置を命じます。

1 措置を命じる対象建設工事

2 命令事項

上記 1 について、 年 月 日までに、 すること。

3 措置を命ずる理由

年 月 日

振興局長

付記 この処分について不服がある場合は、この命令書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に岩手県知事に対して審査請求をすることができます。

様式第 12 号 (第 15 関係)

資 循 第 号
平成 年 月 日

様

岩手県知事

廃棄物処理施設設置等事前 (変更) 協議結果通知書

平成 年 月 日付けで協議のありましたこのことについては、下記のとおり協議が調いました (調いませんでした) ので、循環型地域社会の形成に関する条例 (平成 14 年岩手県条例第 73 号) 第 26 条の規定により通知します。

記

- 1 廃棄物処理施設等の種類
- 2 廃棄物処理施設等の型式
- 3 廃棄物処理施設等の処理能力
- 4 廃棄物処理施設等 (附帯設備を含む) の設置 (変更) の内容
- 5 廃棄物処理施設等の設置場所
- 6 取り扱う廃棄物の種類
- (7 協議が調わない理由)

様式第 13 号 (第 16 関係)

第 号
年 月 日

様

岩手県知事



勸 告 書

循環型地域社会の形成に関する条例（平成 14 年岩手県条例第 73 号。以下「条例」という。）第 27 条第 1 項（第 2 項）の規定に基づき、次のとおり措置するように勧告します。

なお、期限までに措置がなされない場合は、条例第 27 条第 4 項の規定に基づき、勧告に従わない旨及び勧告の内容を公表することがあります。

1 勧告の対象等

- (1) 施設等の設置
- (2) 所在（設置等予定）地
- (3) 処理能力

2 勧告事項

3 勧告の理由

様式第 14 号 (第 16 関係)

第 号
平成 年 月 日

様

岩手県知事



措置報告受理通知書

年 月 日付けで提出のありました下記勧告に係る報告を受理しましたので通知します。

- 記
- 1 勧告 平成 年 月 日付け 第 号
 - 2 勧告の対象等

様式第 15 号 (第 17 関係)

公 表 通 知 書

(住所)

(氏名)

循環型地域社会の形成に関する条例 (平成 14 年岩手県条例第 73 号。以下「条例」という。) 第 27 条第 3 項の規定に基づき、公表することとして
いますので通知します。

1 勧告の内容

2 公表の原因となる事実

平成 年 月 日

岩手県知事

(付記) 条例第 27 条第 4 項により弁明する場合は、次により弁明書を提出してください。

- 1 提出先 盛岡市内丸 10-1 岩手県環境生活部資源循環推進課
- 2 提出期限 年 月 日

様式第 16 号 (第 19 関係)

第 号
年 月 日

岩手県知事 様

振興局長

過 料 処 分 上 申 書

このことについて、下記により、循環型地域社会の形成に関する条例(平成 14 年岩手県条例第 73 号)第 34 条(及び第 35 条)の規定に基づき、過料処分とすることが適当と認められますので上申します。

| | |
|--------------|--|
| 対象者住所氏名 | |
| 対象行為等の内容 | |
| 過料処分を必要とする理由 | |

様式第 17 号 (第 19 関係)

過 料 処 分 通 知 書

被処分者住所
氏名

下記について、循環型地域社会の形成に関する条例 (平成 14 年岩手県条例
第 73 号) 第 34 条 (及び第 35 条) の規定に基づき、金 円 の過
料に処します。

違反内容

上記のとおり通知します。よって、別に交付する納入通知票により、これを
納付してください。

平成 年 月 日

岩手県知事

(付記) 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 条) 第 255 条の 3 第 1 項により弁
明する場合は、次により弁明書を提出してください。

- 1 提出先 盛岡市内丸 10-1 岩手県環境生活部資源循環推進課
- 2 提出期限 年 月 日